

藍鼎元『女學』の研究〔10〕

下見 隆雄

本稿では、婦徳中篇（女學卷二）「重義之徳」第六十六章から第七十章までを掲載する。

【第六十六章】

（原文）齊攻魯、至郊、見婦人抱一兒、携一兒而走、追將及、棄所抱、抱所携、齊將執而問之、對曰、所抱者妾兒子、所棄者妾子也、力不能兩護、故棄之、齊將曰、兄子與己子孰親、對曰、己子私愛也、兄子公義也、亡兄子而存妾子、幸而濟、謂義何、故忍而棄吾子也、於是齊將使人言于君曰、魯未可伐也、山澤之婦、猶知行義、況士大夫乎、請還師、師還、魯君賜婦人束帛百端、號曰義姑、〔齊將之將、俱去聲、〕 右第六十六章

婦人但知狗私罕顧公義、苟可適己自便、遑恤其他、此亦恒情之常、末俗之陋也、古之哲婦、放義而行、私愛可捐、軀命可捨、義聲著于當時、芳名垂乎千載。視彼自私自利者、相懸何啻倍蓰乎、述重義之徳、自此以下凡五章、〔放上聲〕

齊、魯を攻めて、郊に至る。婦人の、一兒を抱き、一兒を携えて而して走るを見る。追いて將に及ばんとするに、抱く所を棄てて、

携えたる所を抱く。齊將、執えて而して之れに問う。對えて曰わく、抱く所の者は妾の兄の子、棄つる所の者は妾の子なり。力、兩つながら護る能わず。故に之れを棄つ。齊將曰わく、兄の子の己の子に與けるは孰れか親しきと。對えて曰わく、己の子は私愛なり。兄の子は公義なり。兄の子を亡い而して妾の子を存して、幸いにして而して濟わるるも、義を謂何せん、故に忍びて而して吾が子を棄つるなりと。是れに於いて、齊將人をして君に言わ使めて曰わく、魯、未だ伐つ可からざるなり。山澤の婦すら、猶お義を行うことを知る。況んや士大夫おや。請う師を還さんと。師還る。魯君、婦人に束帛百端を賜い、號して義姑と曰う（一）。〔齊將の將、俱に去聲なり。〕 右、第六十六章

婦人、但に私に狗うことを知るのみ。罕なり公義を顧みること。苟くも己に自ら便なるに適う可きに、其の他を恤む違あらんや。此れも亦た恒情の常にして、末俗の陋なり。古の哲婦、義に放りて而して行なう。私愛、捐つ可く、軀命、捨つ可し。義聲、當時に著らかにして、芳名、千載に垂る。彼の自ら私し自ら利する者に視ぶるに、相い懸たること何ぞ啻に倍蓰なるのみならんや。

重義の徳を述ぶること、此れ自り以下、凡そ五章なり(2)。(放は上聲。)

○資料研究

(1) 劉向『列女傳』「節義」篇に「魯義姑姊」がある。話の骨子は同じであるが、『女學』のまともはこれに比して簡略である。省略の甚だしいのは次の部分である。すなわち、「携えたる所を抱く」の後に、劉向『列女傳』では、「兒、隨いて啼く。婦人、遂に行きて顧みず。齊將 兒に問いて曰わく、走る者は爾の母かと。曰わく、是れなりと。母の抱く所の者は誰ぞやと。曰わく、知らざるなりと。齊將 乃ち之れを追う。軍士 弓を引きて將に之れを射んとす。曰わく、止まれ。止まらずんば、吾將に爾を射んとすと。婦人乃ち還る。齊將 問う、抱く所の者は誰ぞ。棄つる所の者は誰ぞと。」とあり、「對えて曰わく」に続いている。この他にも、内容は簡略にしている所が多い。なお、この伝記についての問題点等、詳細については前掲拙著の「魯義姑姊」に関する研究部分の頁 567～572 を参照されたい。

(2) 「倍蓰」は二倍・五倍。『孟子』滕文公上篇に、「許子の道に従えば、……曰く、夫れ物の齊しからざるは、物の情なり。或いは相い倍蓰し、或いは什百し、或いは相い千萬す。」とある。

◎『典故列女傳』頭注部分

「内閣文庫」本、頭注部分に、

「原文」 此齊將亦善於覘人國者

蓰物數也五倍曰蓰

此の齊將も、亦た人國を覘うを善くする者なり。蓰は物の數なり。五倍を蓰と曰う。とある。各本、以下のようなものである。○は判読不能。

- ② 此齊將亦善於覘人國者
 - ③ 此齊將亦善於○人國者
 - ④ 此齊將亦善於○人國者
 - ⑤ 此齊將亦善於覘人國者
 - ⑥ 此齊將亦善於覘人國者
- 各本、異同はほとんど無いといってよいが、③は、「覘」の「占」の、「卜」部分が逆向きになっている。また、④では、「覘」の「占」が「舌」になっている。() は欠文。
- ② 蓰物數也五倍曰蓰
 - ③ 蓰物數也五倍曰蓰
 - ④ 蓰物數也五倍曰蓰
 - ⑤ 蓰物數也五倍曰蓰
 - ⑥ ()
- ②～⑤までの各本、移動は無い。ただ、⑥のみは、この頭注が欠落する。

【第六十七章】

(原文) 戎伐蓋、殺其君、令于蓋羣臣曰、敢有自殺者、妻子盡誅、蓋將邱子自殺、人救之、不得死、及歸、其妻謂之曰、軍敗君死、子獨何生、邱子告以故、妻曰、曩有救、今又何也、邱子曰、吾非愛身、恐誅妻子耳、妻曰、我聞、主憂臣辱、主辱臣死、今君死而子不死、

可謂義平、多殺士民、不能存國、而自活、可謂仁乎、憂妻子而忘仁義、背故君而事強暴、可謂忠乎、夫妻私愛也、事君公義也、以妻子之故、失人臣之節、偷生苟活、妾等恥之、況於子乎、吾不能與子蒙恥偷生、遂自殺、君賢之、祠以大牢、以禮葬之、〔將去聲、夫音扶、大音太。〕

右第六十七章。

戎、蓋を伐ちて、其の君を殺す。蓋の羣臣に令して曰わく、敢えて自殺する者有らば、妻子盡く誅せんと、蓋將邱子、自殺す。人、之れを救いて、死することを得ず。歸るに及びて、其の妻、之れに謂いて曰わく、軍敗れて君死するに、子獨り何ぞ生けるやと。邱子告ぐるに故を以てす。妻曰わく、曩には救い有り。今、又た何ぞやと。邱子曰わく、吾れ身を愛するに非ずして、妻子を誅せらるるを恐るのみと。妻曰わく、我れ聞く、主愛うれば臣は辱められ、主辱めらるれば臣は死す。今、君死して而して子は死せず。義と謂う可けんや。多く士民を殺して、國を存すること能わず、而して自らは活く。仁と謂う可けんや。妻子を憂いて而して仁義を忘る。故君に背きて而して強暴に事う。忠と謂う可けんや。夫れ妻子は私愛なり。君に事うるは公義なり。妻子の故を以てして、人臣の節を失うは、生を偷み活を苟にす。妾等すら之れを恥づ、況んや子に於ておや。吾れ子と與に恥を蒙り生を偷むこと能わず。遂に自殺す。君、之れを賢とす。祠るに大牢を以てし、禮を以て之れを葬る。〔將は去聲。夫は音扶。大は音太。〕（1）

右、第六十七章。

○資料研究

（1）劉向『列女傳』「節義」篇に「蓋將之妻」がある。まとめ方は少し異なり、『女學』は省略が多い。話の骨子は同様である。な

お、後世の列女伝記の類では、この「蓋將之妻」を載せぬものが多い。『閩範』卷三善行・『古今列女傳』卷三節義には載せるが、『家範』や『古今女範』、『女範篇』・『繪圖列女傳』などには載せない。「子と與に恥を蒙り生を偷むこと能わず」の表現は独特である。劉向『列女傳』では、「子と與に恥を蒙りて而して生くる能わず」としている。

この伝記に関する詳細については、前掲拙著の頁555～565を参照されたい。

◎『典故列女傳』頭注部分

「内閣文庫」本、頭注部分に、

〔原文〕 蓋國名

私愛公義不意、邱子不知其妻知之

蓋は國名なり

私愛・公義のこと、不意なれば、邱子、其の妻の之れを知るを知らざりしなり。

とある。各本、以下のようなのである。（一）部分は欠落部分である。

- ② 蓋國名
- ③ 蓋國名
- ④ 蓋國名
- ⑤ 我國名
- ⑥
- ⑤は「蓋」を「我」に作り、⑥では、この頭注が欠落している。
- ② 私愛公義、不意、邱子不知其妻知之
- ③ 私愛公義、不意、邱子不知其妻知之

- ④ 私愛公義、不意、卯子不知其妻知之
 ⑤ 私愛公義、不意、卬子不知其妻知之
 ⑥ 私愛公義、不忘、卬子不知其妻知之
 ④は「卯」を「卯」に作り、⑤・⑥は、「卬」に作る。なお、⑥は、「意」を「忘」に作る。

【第六十八章】

(原文) 孝義保者、魯孝公稱之保母、臧氏之寡也、伯御作亂、弑懿公而自立、求公子稱于宮、將殺之、義保聞伯御欲殺稱、乃以其子衣稱之衣、臥稱之處、伯御不知而殺之、保抱稱出、遇稱舅魯大夫于外、告之故、遂匿稱以逃、十一年、魯大夫請于天子、殺伯御、立稱、是爲孝公、〔節、○衣稱之衣、上去聲、下如字、處去聲〕

秦攻魏、殺魏主瑕、誅諸公子、而一公子不得、節乳母匿之以逃、魏之故臣、見乳母而識之、曰、乳母無恙乎、吾聞秦令、得公子者、賜金千鎰、匿者誅夷、今公子安在、母倘言之、可得千金、不言、則昆弟無遺類矣、乳母曰、我不知也、故臣曰、我聞公子與母俱逃、今魏國破亡、子匿之。將誰爲乎、乳母曰、見利而反上者、逆也、畏死而棄義者、亂也、吾豈可利賞畏誅、癡正義而行逆節哉、遂抱公子逃于深澤之中、故臣以告秦軍、秦軍追射之、乳母以身蔽公子、俱死焉、〔爲去聲〕

論曰、此一保母一乳母耳、即使不能存孤、誰復以大義責之者、乃一則己子代死、翼孝公以成立、一則千金不顧、甘以身殉公子、二人節義播天壤矣、魯之大夫、與魏之故臣、賢不肖不必論也、〔復扶又切〕 右第六十八章。

孝義保なる者は、魯の孝公稱の保母なり。臧氏の寡なり。伯御、亂を作す。懿公を弑して而して自ら立つ。公子稱を宮に求めて、將に之れを殺さんとす。義保、伯御の稱を殺さんと欲するを聞きて、乃ち其の子を以て稱の衣を衣して、稱の處に臥せしむ。伯御、知らずして而して之れを殺す。保、稱を抱きて出づ。稱の舅魯大夫に外に遇う、之れが故を告げ、遂に稱を匿して以て逃ぐ。十一年、魯大夫、天子に請いて、伯御を殺して、稱を立つ、是れを孝公と爲す。〔節、○衣稱之衣、上は去聲、下は字の如し。處は去聲。〕(1)

秦、魏を攻めて、魏主瑕を殺し、諸公子を誅するに、而るに一公子得られず。節乳母ありて、之れを匿して以て逃がさんとす。魏の故臣、乳母を見て而して之れを識りて曰わく、乳母よ恙無きか。吾聞く、秦令して、公子を得し者には金千鎰を賜い、匿す者は誅夷すと、今、公子、安くに在りや、母、倘し之れを言え、千金を得可し。言わざれば、則ち昆弟まで遺類無からん。乳母曰わく、我れ知らざるなりと。故臣曰わく、我れ聞く、公子、母と與に俱に逃ぐと。今、魏國、破亡するに、子、之れを匿すは、將た誰の爲なるかと。乳母曰わく、利を見て而して上に反する者は、逆するなり。死を畏れて而して義を棄つる者は、亂するなり。吾れ豈に賞を利として誅を畏れ、正義を癡して而して逆節を行う可けんやと。遂に公子を抱きて深澤の中に逃ぐ。故臣、以て秦軍に告ぐ。秦軍、追いて之れを射る。乳母、身を以て公子を蔽いて、俱に死せり。〔爲は去聲。〕(2)

論じて曰わく、此れ一保母、一乳母なるのみ。即使たとい孤を存すること能わざるとも、誰か復た大義を以て之れを責むる者あらんや。乃ち、一は、則ち己が子もて代りて死せしめて、孝公の以て成立するを翼たすく。一は、則ち千金すら顧みずして、甘じて身を以て公子に殉ず。二人の節義、天壤に播はくなり。魯の大夫と、魏の故臣と、賢不肖、必ずしも論ぜざるなり。「復、扶又の切」(3)

右、第六十八章。

○資料研究

(1) 劉向『列女傳』「節義」篇に「魯孝義保」がある。劉向『列女傳』では、武公から懿公までの位の継承について記述するが、『女學』では、歴史の経過を除き、いきなり「伯御、亂を作す」と記す。まとめ方はやや雑である。この伝記についての資料背景や問題点の整理など、詳細については、前掲拙著の頁528～531を参照されたい。

(2) 劉向『列女傳』「節義」篇に「魏節乳母」がある。『女學』はこれに基づいたと思われるが、かなり省略した簡略にまとめられている。「家範」卷十の「乳母」にも、「魯孝公義保」を載せ、続いて、「秦攻魏云々」で、この「節乳母」を載せるが、こちらは、むしろ、劉向『列女傳』を踏襲する。『閨範』・『繪圖列女傳』・『古今女範』(『女範篇』)などには、両伝ともに載せず、『古今列女傳』卷三節義には、「魯孝義保」の方を載せる。

なお、この「魏節乳母」について、伝記資料の背景や説話の問題点については、前掲拙著の頁599～604に詳しい。

(3) 魯の孝公の保母、魏の公子の乳母について、いずれも義理を貫けなくても非難されはしないのに、一方は己の子を犠牲にし、一

方は千金に目もくれず、身を公義実践のために捨てたことを称える。

◎『典故列女傳』頭注部分

「内閣文庫」本、頭注部分に、

「原文」 二十兩為鎰、誅夷言至滅族也

已上二條、事類程嬰杵臼、然此出於乳母、更難

二十兩為鎰と為す。誅夷、言は滅族に至るなり。

已上の二條、事は程嬰杵臼ていゐいしよまろうに類すれども、然れども此れは乳母より出でたり、更に難し。

とある。各本、以下のようである。○は判読不能の文字である。

- ② 二十兩為鎰、誅夷言至滅族也
- ③ 二十兩為鎰、誅夷言至滅族也
- ④ 二十兩為鎰、誅夷言至○族也
- ⑤ 二十兩為鎰、誅夷言至滅族也
- ⑥ 二十兩為鎰、誅夷言至滅族也

「滅」字は、②⑤まで、いずれも字体が不完全である。「兩為」も、⑥に至ってはじめて旧字体に改められている。

- ② 已上二條、事類程嬰杵臼、然此出於乳母、更難
- ③ 已上二條、事類程嬰杵臼、然此出於乳母、更難
- ④ 已上二條、事類程嬰杵臼、然此出於乳母、史難
- ⑤ 已上二條、事類程嬰杵臼、然此出於乳母、更難
- ⑥ 已上二條、事類程嬰杵臼、然此出於乳母、更難
- ③・④では、「臼」を「日」に、⑤では「目」に作る。

程嬰杵臼の事は『史記』卷四三趙世家第一三に見える。春秋時代、晋の趙朔が屠岸賈に殺された時、趙朔の友人であった程嬰は、公孫

杵臼と趙朔の孤を守るための謀事をする。先ず、公孫杵臼が他人の子を趙朔の子と称して、これを連れて山に身を隠す。次ぎに程嬰は、屠岸賈に告げて、杵臼とその子を殺し、自らは趙氏の本当の子を伴って山に隠れる。後に趙氏の跡継ぎの事が成就した時、程嬰は、自殺して杵臼に報いたという。しかし『通俗編』は、程嬰屠岸賈の事は『說苑』復恩篇にはじめて見え、公孫杵臼の事は『新序』節士篇に見えるが、『左傳』には見えない。本来、このような人間認識は、戦国時代の俠士や刺客のしでかす事柄であって、春秋時代には、風俗として程嬰杵臼のような事は存在しなかつたと指摘する。一説ではあるが、この事件が事実か否かよりも、語り伝えられて注目される人間認識であつたということが興味深い。

【第六十九章】

(原文) 衛宗二順者、靈王夫人及其傅妾也、王死、夫人無子、傅妾有子、妾事夫人、八年不衰、夫人曰、吾聞主君之母、不妾事人、今我無子、於禮、斥紕之人也、孺子不解故節、我甚内慚、願出居外、以時相見、傅妾泣而對曰、忠臣事君、無時怠倦、孝子養親、患無日也、妾豈敢以小貴之故、變妾之節哉、夫人固請居外、傅妾退而謂其子曰、吾聞君子處順、奉上下之儀、修先古之禮、此順道也、今夫人難我、將欲居外、使我居内、此逆也、逆而生、不如順而死、欲自殺、其子泣而守之、夫人許留、終身供養不衰、〔紕與黜同、解音懈、養俱去聲、〕 右第六十九章、

衛宗二順なる者は、靈王夫人及び其の傅妾なり。王死して、夫人に子無く、傅妾に子有り。妾、夫人に事うるに、八年衰えず。夫人

曰わく、吾れ聞く、主君の母は、人に妾事せず、今、我れに子無し。禮に於て、斥紕の人なり。孺子、故節を解らず、我れ甚だ内に慚づ。願わくは外に出でて居りて、時を以て相見んと。傅妾、泣きて而して對えて曰わく、忠臣、君に事えて、時として怠倦すること無し。孝子、親を養いて、日無きを患えるなり。妾、豈に敢えて小貴の故を以て、妾の節を變ぜんやと。夫人、固く請いて外に居らんとす。傅妾、退きて而して其の子に謂いて曰く、吾れ聞く、君子、順に處りて、上下の儀を奉じ、先古の禮を修むと。此れ順の道なり。今、夫人、我を難じて、將に外に居りて、我をして内に居ら使めんと欲す。此れ逆なり。逆にして而して生くるは、順にして而して死するに如かずと。自殺せんと欲す。其の子、泣きて而して之れを守る。夫人、留らんことを許す。終身供養して衰えず。〔紕と黜と同じ。解は音懈。養は俱に去聲。〕 (1) 右、第六十九章。

○資料研究

(1) この伝記は、劉向『列女傳』の「貞順」篇に見える。これを部分的に省略し簡潔なたちで紹介する。『家範』卷一〇「妾」に、「妾の女君に事うるは、猶お臣の君に事うるがごとし云々」として列ねて載せる。劉向『列女傳』にほぼ同じ。『閨範』卷四「善行」の「嫡妾之道」に「衛宗二順」を載せるが、独特の簡略なまとめをしている。

伝記に関する資料背景や説話の問題視点については、前掲拙著の頁504～509に詳しい。

◎『典故列女傳』頭注部分

「内閣文庫」本、頭注部分に、

〔原文〕斥紕、言無子應黜擯

斥紕、言は、子無きは應に黜擯せらるべきとなり。

- ② 斥紕、言無子應黜擯
- ③ 斥紕、言無子慮黜擯
- ④ 斥紕、言無子慮黜擯
- ⑤ 斥紕、言無子當黜之
- ⑥ 斥紕、言無子慮黜之

下線部分が、文字の異同である。各本、文字の判読に苦しみながら、内容の解説を視野に入れて、なんとか文字確定を試みているようである。

【第七十章】

〔原文〕蔡人妻、宋人之女也、既嫁而夫有惡疾、其母將改嫁之、女曰、夫之不幸、乃妾之不幸也、奈何去之、適人之道、一與之醮、終身不改、不幸遇惡疾、彼無大故、又不遣妾、何以得去、終不聽、〔節、〇醮子肖切、〕

李徳武妻裴淑英、尚書裴矩女也、甫嫁經年、而徳武以父罪坐徙嶺表、矩奏離婚、煬帝聽之、徳武與淑英訣曰、我方貶、無還理、若必懼他族、於此長訣矣、對曰、婦無再醮、夫者天也、天可二乎、欲割耳自誓、徳武奪刀不許、遂毀容貌、不御膏沐、讀列女傳、見述不再嫁者、謂人曰、不踐二庭、婦人之常、何異而載之書、久之、徳武音問斷絶、矩決嫁之、斷髮絶粒、不可奪而止、後十餘年、徳武還、爲夫婦如初、〔節、〇煬音羊、傳去聲、斷字上、徒管切、下都管切、〕

明永樂間、解縉胡廣、侍燕文淵閣、帝曰、汝兩人、少同業、仕同官、縉有子、廣宜妻以女、越日、廣果生女、遂定盟、既而縉遭讒死、家成邊、廣女未及歸、而縉子慎亮行矣、居數年、父母欲令改適、女厲聲曰、薄命之婚、皇上主之、父面承之、一與之盟、終身不改、背主違父、何用生爲、竊入室、以刀截耳、家人急救、已血被兩頰、議遂寢、宣徳初、解家赦還、女乃歸慎亮、事姑以孝聞、

論曰、一與之盟、終身不改、此所謂義也、婦人不知大義、所以或至失節、哀哉、次重義于守節之上、使知生平大端、悉依乎義而行、無自私自利之心、自無偷生苟活之患、正本清源、莫善於此、世有重義而不能守節者、我末之見也、
右第七十章、

蔡人の妻は、宋人の女なり。既に嫁して而して夫に悪疾有り。其の母、將に之れを改め嫁せんとす。女曰わく、夫の不幸は、乃ち妾の不幸なり。奈何ぞ之れを去る。人に適くの道は、一たび之れと與に醮すれば、終身改めず。不幸にして悪疾に遇うにして、彼に大故無し。又た妾を遣わす。何を以てか去るを得ん。終に聽かず。〔節なり。〇醮は子肖の切〕（一）

李徳武の妻、裴淑英は、尚書裴矩の女なり。甫めて嫁きて年を経たり。而して徳武、父の罪を以て坐して嶺表に徙さる、矩、離婚を奏す。煬帝、之れを聽す。徳武、淑英と與に訣れて曰わく、我、方に貶せられて、還るの理無し。若し必ず他族に懼せんれば、此に於て長の訣れせんと。對えて曰わく、婦に再醮のこと無し。夫なる者は天なり。天、二なる可けんやと。耳を割きて自ら誓いせんと欲す。徳武、刀を奪いて許さず。遂に容貌を毀たんとして、膏沐を

御せず。列女傳を讀みて、再嫁せずと述ぶる者を見て、人に謂いて曰わく、二庭を踐まざるは、婦人の常なり。何ぞ異として而して之れを書に載するやと。之れを久しうして、徳武、音問、斷絶せり。矩、決して之れを嫁せんとするに、斷髮、絶粒して、奪う可からずして而して止む。後、十餘年。徳武、還る。夫婦爲ること初めの如し。(節なり。○場は音羊。傳は去聲。斷の字、上は、徒管の切、下は、都管の切。)(2)

明、永樂の間、解縉・胡廣、文淵閣に侍燕す。帝曰く、汝ら兩人、少くして業を同じくし、仕えて官を同じくす。縉に子有り。廣、宜しく妻わせるに女を以てすべし、越日、廣、果たして女を生む。遂に定めて盟す。既にして、而して縉、讒死に遭う。家して邊を成る、廣の女、歸ぐに未だ及ばずして、而して縉の子禎亮、行けり。居ること數年。父母、改め適か令しめんと欲す。女、聲を厲まして曰く、薄命の婚、皇上、之れを主る。父、面して之れを承る。一たび與に之れと盟えば、終身、改めず。主に背き父に違いて、何を用てか生きるをば爲さんと。竊かに室に入りて、刀を以て耳を截る。家人、急ぎ救うも、已に血、兩頬を被えり。議して遂に寢す。宣徳の初、解の家、赦ありて還る。女、乃ち禎亮に歸ぐ、姑に事えて孝を以て聞こゆ。(樂は音洛。解は音懈。少は去聲。妻は去聲。成は音帥。已は音以。)(3)

論じて曰わく、一たび之れと與に盟すれば、終身、改めず。此れ所謂る義なるなり。婦人、大義を知らず。所以に或いは節を失する

に至る。哀しいかな。重義を守節の上に次して、生平の大端を知ら使むれば、悉く義に依りて而して行ないて、自私・自利の心無く、自ら偷生・苟活の患い無し。本を正し源を清くすること、此れより善きは莫し。世に、義を重んじて而して節を守ること能わざる者は、我れ未だ之れを見ざるなり。(4) 右、第七十章。

○資料研究

(1) 劉向『列女傳』の「貞順」篇に、「蔡人之妻」がある。これには『詩經』から引用するところが有るが、『女學』はこれを削除し、ほぼ説話の叙述はわずかの文字異同が確認される程度である。

『家範』卷八「妻」に、「蔡人妻」を簡潔に紹介し、『古今列女傳』卷三「貞順」に劉向『列女傳』を踏襲して「蔡人之妻」を載せる。

また同じ伝記内容で『古今女範』卷三「貞女」に、また、『繪圖列女傳』卷三に「蔡人之妻」を載せる。なお、この伝記の資料的な背景や問題点は、前掲拙著の頁471-474を参照されたい。

(2) 「李徳武妻」に関する伝記は、『舊唐書』卷一百九三列傳第一百四三、また『新唐書』卷二百五列傳第一百三〇列女に見える。『女學』はどちらかと言えば、『新唐書』の叙述を参考にしたであろうが、まとめ方は独特である。

(3) この伝記は、『明史』卷一百四七列傳三五「解縉」傳に見える。なお、『廣列女傳』卷一七貞女には、『明史稿』とする。

『女學』は、一方、『典故列女傳』と題して、頭注を付して刊行され、しかも著者を、解學士または解縉とし、刊行年を明永樂中とか嘉慶年間にあてるものが存在する。しかし、この書が解縉によって編纂された可能性があり得ないことは、この解縉の女に関する伝

記がこの部分に存在することからも明らかである。この点に関して、かつて広島大学大学院に在学し、修士論文をまとめた、私の研究指導留学生、陳梅氏も指摘するところである。

このことは、「藍鼎元『女學』について—『典故列女傳』との関わりを通して—」(『日本中國學會創立五十年記念論文集』、1983)に発表している。

(4) 婦人でありながら、義理を全うし、節を守った事を賞賛する。

◎ 『典故列女傳』頭注部分

「内閣文庫」本、頭注部分に、

「原文」 醮冠娶之禮、父醮酌子、命往迎婦

若汝也、儷偶也、猶云汝必偶別人

讒無實之言、毀善害能也

醮は冠娶の禮なり。父、醮して子に酌し、命じて往きて婦を迎えしむ。

若は汝なり。儷は偶なり。猶お汝必ず別人を偶とせよと云うがごとし

とある。各本、以下のようなのである。○は判読不能、()は欠文である。

- ② 醮冠娶之禮、父醮酌子、命往迎婦
- ③ ○冠娶之禮、父醮酌子、命往迎婦
- ④ ()冠娶之禮、父醮酌子、命往迎婦
- ⑤ 加冠娶之禮、與醮酌子、命往迎婦
- ⑥ ()

下線部分に、字の異同が認められる。⑥における頭注欠落が特徴的である。

- ② 若汝也、儷偶也、猶云汝必偶別人
- ③ 若汝也、儷偶也、猶云汝必偶別人
- ④ 若汝也、儷偶也、猶云汝必偶別人
- ⑤ 若汝也、儷偶也、猶云汝必偶別人
- ⑥ ()

各本、異同は無いが。⑥は欠落する。

- ② 讒無實之言、毀善害能也
 - ③ 讒無實之言、毀善害能也
 - ④ 讒無實之言、毀善害能也
 - ⑤ 讒無實之言、毀善害能也
 - ⑥ ()
- 各本、異同は無い。ここも、⑥のみは頭注が欠落する。

『東洋古典學研究』バックナンバー(第五集、第八集)

第五集(一九九八年五月 在庫無し)

実学をめぐる朱子学の変転

—熊本実学派への一視点—

董仲舒と『春秋公羊伝』

—漢初における『春秋公羊伝』流伝の形態—

『麗情集』所収「長恨歌伝」について

『墨子』尚同論の構造と主題

心の病は医し難し—陸九淵の朱子学批判—

顧憲成の『当下釋』について 並びに訳注(上)

春秋三伝入門講座

第五章 穀梁伝の成立とその伝文構造

竹添井井『棧雲峽雨日記』訳注(三)

浙江省の中国哲学界および浙東学術史研究の現況

陽明学研究の今日的課題

荒木 見悟

齋木 哲郎

澤崎 久和

橋元 純也

小路口 聡

鶴成 久章

野間 文史

財木 美樹

早坂 俊廣

吉田 公平

第六集(一九九八年九月)

朱子学の位置(一)—闘う民政官たち I—

蘇軾の嶺海期の悟達の詩学

元末の宋濂と儒道仏三教思想

『呂氏春秋』研究の視座

—先行研究批判を主として—

『墨子』非命論と漢初の時代相

春秋三伝入門講座 第六章 穀梁伝の思想(上)

『陸象山語録』下巻訳注(四)

—包顯道所録訳注(三)—

竹添井井『棧雲峽雨日記』訳注(四)

黄帝伝説—黄帝伝説はバビロニア伝説の伝播とする

森氏の論説について—

夏目漱石と西田幾多郎—心は善か—

木下 鉄矢

加藤 国安

三浦 秀一

青山 大介

橋元 純也

野間 文史

小路口 聡

財木 美樹

御手洗 勝

吉田 公平

第七集(一九九九年五月 在庫無し)

朱子学の位置(二)—闘う民政官たち II—

木下鉄矢氏「理・象・数そして教・象・理

—朱熹の「易」理解—」に寄せて

『呂氏春秋』編纂者の論述意図

—「論説」間の相関性に注目して—

『墨子』天志論と天子権力

陶淵明「讀山海經」詩に見える『楚辭』の影響

事実の楽しみ、言語の病

—陸九淵の朱子学批判・続編—

顧憲成の『当下釋』について 並びに訳注(下)

馬一浮について(上)

春秋三伝入門講座 第六章 穀梁伝の思想(下)

竹添井井『棧雲峽雨日記』訳注(五)

山崎闇斎編『拘幽操』における朱熹説理解について

木下 鉄矢

三浦 國雄

青山 大介

橋元 純也

中尾健一郎

小路口 聡

鶴成 久章

早坂 俊廣

野間 文史

財木 美樹

市来津由彦

第八集(一九九九年十月)

朱子学の位置(三)—「母権」の現実 I—

「板橋三娘子」考(一)—原話をめぐって—

郭店楚簡「五行篇」覚書

「東洋倫理」という思想

—西晋一郎の所説をめぐって—

『呂氏春秋』の体系的把握

—『呂氏春秋』編纂者の政治的立場に注目して—

『墨子』論説類研究緒論・続補

焦竑『国史経籍志』考

讀五經正義札記

程門初伝と二程語録資料(上)

木下 鉄矢

岡田 充博

齋木 哲郎

中村 春作

青山 大介

橋元 純也

内田 健太

野間 文史

市来津由彦